

令和7年5月26日

令和7年度第2回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年5月26日(月)

午後1時30分開会～午後3時5分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第5条第1項の規定による許可書の返戻届について

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第9号 農用地利用集積計画の承認について

4. 協議事項

1) 農政

報告(1) 令和7年度地区座談会の開催状況について

協議(2) 令和8年度農林水産関係税制改正に関する要望について

協議(3) 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5. 出席農業委員(24名)

2番 小野寺 正 晃 委員	3番 布 塚 幸 子 委員
4番 中 本 奈 美 委員	5番 白 川 知 則 委員
6番 高 橋 順 子 委員	7番 佐々木 ひろ子 委員
8番 櫻 井 正 幸 委員	9番 齋 藤 真理子 委員
10番 菅 原 清 一 委員	11番 佐々木 正 彦 委員
12番 下 山 信 行 委員	13番 高 橋 英理子 委員
14番 只 埜 和 臣 委員	15番 鈴 木 至 委員
16番 佐 藤 裕 之 委員	18番 佐々木 俊 通 委員
19番 佐々木 大 委員	20番 中 森 昭 悦 委員
21番 中 鉢 守 委員	22番 菅 原 まり子 委員

23番 今野久男 委員

24番 中條泰洋 委員

25番 熊谷安正 委員

26番 佐々木政直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

7番 草刈俊継 委員

8番 高橋 勝 委員

9番 森川孝志 委員

7. 欠席委員(1名)

1番 菅原ひろみ 委員

17番 佐藤伸幸 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長 竹内満博

事務局次長 三浦伸一

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 桑添滋行

主幹兼係長 石垣佳子

主幹兼係長 湯山栄大

主事 門脇啓太

主事 鈴木聖己

主査 千葉浩汰

再任主査 相澤勝博

主査 加藤邦彦

主事 佐野敏光

主事 及川隆司

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第2回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

次に、次第の3議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長，よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は，1 番菅原ひろみ委員，17 番佐藤伸幸委員であります。1 番菅原ひろみ委員，17 番佐藤伸幸委員からは欠席の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので，大崎市農業委員会会議規則第 9 条の規定により，令和 7 年度第 2 回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に，次第の 4 会期の決定について，お諮りいたします。会期を本日，1 日限りとしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，会期を本日 1 日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，次第の 5 議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。21 番中鉢守委員，22 番菅原まり子委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に，桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで，事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦伸一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，次第の 7 審議事項に入ります。審議事項の報告について，事務局から説明願ひます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告 1～3 の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から 3 の事項に対し，確認しておきたいことはございませんか。質疑がないようですので，これより議案審議に入ります。議案第 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 25 から 45

までの 21 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 6 号，番号 29 の 1 案件については，■■■ 番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 6 号番号 29 の 1 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■■■ 番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■■■ 番委員退席願います。

[■■■ 番 ■■■■■■■■■■ 委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第 6 号番号 29 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 6 号番号 29 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、■■■ 番委員の入室を認めます。

[■■■ 番 ■■■■■■■■■■ 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 6 号番号 25 から 28，30 から 45 までの 20 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 38 と番号 43 についてお伺いします。申請事由について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

申請事由は、自家消費農地取得となっています。前回の総会から、今まで新規就農と記載していたものを新規参入としております。新規参入の面積に該当しない場合は、自家消費農地取得となり、新規参入と分ける形で記載をしていますので、了承いただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。番号 38 が田，番号 43 が畑となっていますが，このとおり経営されるのか，また経営状況が見えないようですが，機械を貸してくださる方はいるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

番号 38 については，作物として，玉ねぎ，ジャガイモ，枝豆等の栽培を予定しています。農機具については，トラクター等を親戚から借りまして，管理機については，新規で購入の予定になっています。

番号 43 については，作物として，玉ねぎ，ピーマン等の栽培を予定しています。農機具については，耕運機 1 台，管理機 1 台，草刈機 3 台を所有しています。以上です。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 6 号番号 25 から 28，30 から 45 までの 20 案件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第6号番号25から45までの21か件について許可と決定いたします。

次に、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号3と4の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

5月23日金曜日午前9時から、農業委員6番委員、8番委員、9番委員、推進委員7番委員、8番委員、9番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号3と4の報告を6番委員お願いします。

6番（高橋順子委員）

番号3を報告いたします。転用目的は、集合住宅2棟の新築、駐車場22台分の整備、通路としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と道路に囲まれていました。申請地の管理状況は畑として管理がされていきました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になり、周辺への影響はないと判断されます。

番号4を報告いたします。転用目的は、住宅の一部、庭、進入路としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、進入路と庭として利用されていきました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になり、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に自宅進入路と利用されており、無断転用に該当するものと思われません。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第7号番号3と4の2か件について質疑を承ります。質疑  
ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号4についてお伺いします。無断転用となった経緯の説明をお願いします。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請人が50年ほど前に自宅を建てたときから、住宅の一部、庭、進入路とし  
て利用していると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

現在利用している、番号4がでてきた経緯の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

番号3の申請があり、現地確認をしたところ、番号4が既に利用されていたた  
めとなります。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解いたしました。50年前から利用されている現状から、無断転用というこ  
とで始末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号4に関連して、そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

50年前に既に利用されていたこととなりますが、自宅を建てた本人はご健在で  
すか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

はい。自宅を建てた本人が今回の申請人となっています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。番号3を転用するに当たって，番号4に関する事案が発生しているのであれば，今回については，申請人から始末書を提出させるのが妥当だと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号4に関連して，そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので，番号4については，申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。そのほか，質疑ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第7号番号3と4の2か件のうち，無断転用である番号4の1か件を除いた1か件を許可相当と認め，県に進達し，番号4の1か件については，申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め無断転用である意見を付して県に進達いたします。

次に，議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号6から14までの9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査委員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について，番号6から14までの9か件の現地調査の報告をいたします。番号6から8を7番推進委員

お願いします。

7 番（草刈俊継推進委員）

番号 6 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 144 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林と太陽光発電パネルに囲まれていました。申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺への影響はないと判断されます。

次に、番号 7 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 144 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林、畑、太陽光発電パネルに囲まれていました。申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 8 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 144 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林、畑、太陽光発電パネルに囲まれていました。申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 9 を 9 番委員お願いします。

9 番（齋藤真理子委員）

番号 9 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 284 枚の設置です。申請地周辺の状況は、西側に畑、東側に太陽光発電パネルが隣接し、山林に囲まれていました。申請地の管理状況は雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 10 を 8 番推進委員お願いします。

8 番（高橋勝推進委員）

番号 10 を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル 142 枚の設置です。申請地周辺の状況は、国道 457 号線に接しており、原野と山林に囲まれていました。

申請地の管理状況は杉林で、農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号11と12を8番委員お願いします。

8番（櫻井正幸委員）

番号11を報告いたします。転用目的は、宅地分譲4区画の造成、指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、水田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は南側のU字溝に流し、土砂流出対策として擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号12を報告いたします。転用目的は、宅地分譲4区画の造成です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は南側のU字溝に流し、土砂流出対策として擁壁を設置する計画であり、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号13を8番推進委員お願いします。

8番（高橋勝推進委員）

番号13を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画の造成です。申請地周辺の状況は、道路に接した住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、畑として利用されていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流す計画で、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号14を9番推進委員お願いします。

9番（森川強一推進委員）

番号14を報告いたします。転用目的は、駐車場30台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 8 号番号 6 から 14 までの 9 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 11 についてお伺いします。転用目的が宅地分譲とのことですが、航空写真を確認すると、当該地は第 3 種農地であり、周囲も農地となっています。このような状況で、中央部分に宅地分譲するための要件は満たされているのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

都市計画区域内で用途指定されている農地となっています。写真自体が、令和 4 年度の航空写真になっており、このような状況になっておりますが、今回の申請地は、隣接している東側の圃場については転用申請をいただいております、宅地分譲の許可が下りています。一番東側から北側の場所については全て転用の許可が下りていまして、現在、宅地分譲が終わっている状況になっています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（中鉢守委員）

番号 10 についてお伺いします。杉を植林したことになるのであれば、無断転用になると考えられますので、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲渡人に状況を確認したところ、譲渡人は平成17年に相続をしており、当時の状況については、一切わからないと聞いています。

議長（佐々木政直会長）

21番、よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

元々は農地ですが、杉は植林したもので作威的なものがあると思います。相続されたということですが、それなりの経緯を示した顛末書を必要かと思ひます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、顛末書の提出を求めるといふようなご意見でございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号10についてお伺ひします。譲渡人から顛末書の提出でよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

はい。よろしいです。

議長（佐々木政直会長）

2番、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第8号番号6から14までの9か件のうち無断転用である番号10の1か件を除いた8か件を許可相当と認め、県に進達し、番号10の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよ



公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

議案第9号番号185と186の2件については、■番委員が関係する案件であります。この2件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第9号番号185と186の2件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第9号番号185と186の2件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第9号番号185と186の2件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第9号番号185と186の2件について承認し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

議案第9号番号103から115、122から184、187から195までの85件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号165についてお伺いします。借受人の情報はわかりますか。農地保有ができる農業法人なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

一般法人として、農地所有適格法人ではありませんが、借受けできることになっています。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第9号番号103から115，122から184，187から195までの85か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第9号番号103から115，122から184，187から195までの85か件について承認し，公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで1審議事項を終了いたします。

次に，次第の8協議事項に入ります。初めに，農政の報告1「令和7年度地区座談会の開催状況について」担当委員より説明願います。19番委員。

19 番（佐々木大委員）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま，担当委員より説明がありましたが，何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか，ございませんか。なければ，農政の報告（1）「令和7年度地区座談会の開催状況について」は終了いたします。

次に，農政の協議（2）「令和8年度農林水産関係税制改正に関する要望につ

いて」農政委員長より説明願います。24番委員。

24番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の協議（2）「令和8年度農林水産関係税制改正に関する要望について」は原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（2）「令和8年度農林水産関係税制改正に関する要望について」は原案のとおり決定いたします。

次に、農政の協議（3）「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」農政委員長より説明願います。24番委員。

24番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の協議（3）「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」は原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（3）「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推

進状況その他事務の実施状況の公表について」は原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より，業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（石垣主幹兼係長）

[連絡事項]

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

[連絡事項]

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

以上で，本日の審議事項並びに協議事項については，全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせて

いただきます。本日は，誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

以上をもちまして，令和7年度第2回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時5分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 26 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 中 鉢 守

委 員 菅 原 まり子